平成２４年（フ）第３２号
北海道河西郡芽室町伏美15線41番地３
破産者　田中　誠治
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
岩手県奥州市水沢区字寺小路26番地20、旧住所秋田県秋田市茨島４丁目８番10号
破産者　中野　雄悦（旧姓永澤）
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第２４２号
山形県米沢市塩井町塩野2949番地の３
破産者　平田　秀夫
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１３６３号
神奈川県藤沢市羽鳥５丁目８番27―205号
破産者　金井　國彦
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９５号
横浜市瀬谷区三ツ境161番地の10
破産者　沼　　修
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６６３号
横浜市南区六ツ川１丁目679番地18、開始決定時の住所横浜市南区堀ノ内町２丁目159番地45
破産者　福田　直美（開始決定時の姓大槻）
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７７号
横浜市港南区港南６丁目11番15号　ハイムⅠ・Ｓ201
破産者　藤原　博一
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６６号
横浜市鶴見区駒岡４丁目30番22―204号、開始決定時の住所横浜市鶴見区梶山１丁目１番27号　三ツ池パークハウス105
破産者　島津　信作
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
山形県西村山郡西川町大字睦合乙463番地２　コーポ睦合108号、開始決定時の住所静岡県浜松市西区桜台６丁目16番17号
破産者　川井　大輔
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
宮崎県都城市大王町24街区16号
破産者　新宮　政之
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1283番地270
破産者　金城　盛英
1　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
2　一般調査期日　平成24年10月31日午後１時45分
平成24年７月26日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１２３４号
愛知県小牧市小牧原３丁目170番地
破産者　堀井　清市
1　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
2　一般調査期日　平成24年10月２日午前11時50分
平成24年７月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５１号
神戸市東灘区向洋町中３丁目２番地の５　1823号
破産者　三好　朗文
1　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
2　一般調査期日　平成24年９月11日午前10時15分
平成24年７月25日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５３号
大阪市東淀川区豊里７丁目22番８号　グリーン瑞豊202号、前住所大阪府摂津市別府１丁目16番14―502号
破産者　川原　一美
1　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
2　一般調査期日　平成24年10月15日午後３時30分
平成24年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９号
兵庫県豊岡市大手町７番９号
破産者　株式会社たで川
1　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
2　一般調査期日　平成24年10月２日午後４時30分
平成24年７月24日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４２号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地88　養命酒家族社宅１―304、破産手続開始決定時の住所長野県駒ヶ根市中沢5037番地１
破産者　堀内　義二
1　期日　平成24年10月31日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
平成24年７月26日　長野地方裁判所伊那支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５４７１号
東京都大田区山王３丁目43―２―301
破産者　中江純一郎
免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
平成24年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３００８号
大阪市港区福崎２丁目８番41号
清算株式会社　株式会社フェニックスマリン
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部